

## 平成29年度 事業計画書

はじめに

平成28年3月に成立した改正社会福祉法が、平成29年4月1日より施行されます。

1年あまりという短い期間での改革は、いわゆる内部留保問題、平成18年にすでに行われている一般の公益法人の制度改革とのバランス等の要因だけでなく、より公益性の高い社会福祉法人に見合った制度体制をつくり経営状況の「見える化」を図る必要性も言われています。

経営組織のガバナンスの強化、財務規律の強化、公益的な取り組み、情報開示や事業の透明性を図っていくことが求められており、改めて社会福祉法人設立の精神に立ち返り、その使命を見つめ直していく必要があります。

他の経営主体では対応できない福祉・介護ニーズに応え、情報を公開し、地域の信頼を得ることにより、地域に欠かせない福祉・介護の拠点として存在意義を示していかなければなりません。

4人に1人が高齢者という超高齢化社会を迎えた我が国において、家族や近隣の支え合い機能が希薄化するのに伴い、公的な福祉サービスや擁護の必要性は以前にも増して高まっています。

団塊の世代が75歳になり、後期高齢者となる2025年には、家族制度も現在とは形を変え「老老介護」、「認認介護」、「シングル介護」の問題、高齢者の医療・介護依存度の高まり、認知症や慢性的持病の増加の問題も起こってくる事でしょう。

また、貧困ビジネスとして最近広まってきている低額宿泊所なるものの約4分の3がNPOの運営主体であり、社会福祉法人による運営は8パーセント弱にとどまっていて、利用者の実態も9割強が生活保護受給者であると報告されています。

入居前にはホームレスの方が多く、夫や息子からのDVの被害を逃れてきた人、精神疾患を患っている人も多く見られるという調査もあります。

低所得貧困高齢者を始め精神疾患、人格障害、被虐待者、刑余者等の社会的不適応の高齢者が増加してきており、こうした高齢者のセーフティネットとしての役割を果たしていくのが養護老人ホームではないかと考えておりますが、岡山市の高齢者福祉、監査指導課との話し合いの中で感じたことは、福祉事務所と高齢者福祉とのよりよい連携が行われておらず、考え方にもずれがあるようで、それによって「措置控え」なるものが生まれてきているようにも思われます。

積善会にも、包括支援センターからの夫のDVにより養護老人ホーム入居を前提にした高齢者の相談、岡山県社会福祉協議会からの常習的な軽犯罪を積み重ねてきた高齢者の出

所後の相談等が寄せられています。

もともと一人で暮らしてきたのだから、あまり介入してほしくないと言う高齢者の方の考えもあるようですが、自分でアパートを借りるにせよ保証人がいないという現実もあります。

高齢者の無縁社会や老後破産、孤立死等様々な事が報道されることがありますが、こうした低所得高齢者に対する地域社会での住まいの確保、暮らしを支援していく施策は十分ではないと思われます。

環境上や経済上の理由により居宅での生活が困難な高齢者が入居する養護老人ホームは、制度の網からこぼれた人たちの生活を支える重要な役割を担っている施設ですが、真に措置が必要とされる人にも措置を行わないという事態もいまだ続いています。

「養護老人ホーム」として今まで培い、担ってきたソーシャルワーク的機能を生かし、「介護の質」を落とさぬよう、社会福祉法人だからこそできることは何かを模索していかなければならないと考えております。

「法人理念」

## 『和』

「してあげる介護」から「寄り添う介護」へ

- ・利用者の尊厳と尊重 — 丁寧な対応と同時に、利用者を尊重し大切にすること
- ・洞察力 — 高齢者の「現在」だけを見るのではなく、私たちと同じ澁刺とした「過去があったこと」の認識
- ・自分をよく知ること — 自分の関わり方、介護の仕方を振り返る謙虚さ
- ・介護は相互の人間関係 — 職員は利用者から教えられ、学びながら仕事をつづけていることの認識
- ・人生の総仕上げの支援 — 人生最後を私たちにゆだねていることに感謝する心

「施設運営基本方針」

「人生の最終コーナーを回っている人たちのよき伴走者  
であれ」

- ・地域の中の拠点施設となるべき開かれた施設を目指す。

## 【運営関係】

- 1 地域の中の拠点施設になるべき開かれた施設を目指す。
- 2 身体拘束に関する指針、感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針、苦情解決に関する指針、事故発生防止に関する指針等に沿って、事故もなく快適に暮すことのできるよう務める。
- 3 防災訓練は一層の力を注ぎ、利用者の安全確保に努める。

## 【調査研修関係】

- 1 各種の会議及び研修会等には積極的に参加し、職員の資質と見識を高め、それを共有化し利用者ケアの向上に努める。
- 2 福祉施設研修大会においては、他施設の日々の介護現場における実践研究を参考にし、その運営方針・利用者ケア・栄養管理等について研修すると共に、当施設で実践できることは積極的に取り入れ、資質の向上に努める。
- 3 参考図書はできるだけ購入して、福祉に対する認識を養い自己の研鑽に励む。なお、参考図書は事務所カウンターの所定の場所にて、いつでも自由に閲覧できるようにする。
- 4 施設内での定期的な各種会議を実施し、報告・連絡・相談を密にすると共に、会議は学習の場として位置付け、職員の資質の向上に努める。

### ①事業計画会議

新年度を迎える会議であり、新年度の事業計画の策定に当たり、職員参加のもと意見を集約し、新しい年度に向けての意思疎通を充分行なえる会議とする。

### ②職場内研修

年間スケジュールをもとに、年に数回研修機会を設け、職員のスキルアップを図るとともに、利用者ケアの向上を目指す場とする。

### ③職員会議

毎月職員会議を開き、各種行事の打ち合わせ、ケア、運営全般について話し合う。また、各種研修会の報告の場であり、併せて、施設内研修も兼ねた会議とする。

#### ④臨時会議

緊急の問題が生じたとき、臨時会議を開いて検討する。

#### ⑤生活支援会議

原則として毎月第2、第4水曜日の午後の時間を利用して、生活支援計画、ケアプランの作成及び見直し、そして次月度活動の予定について調整する。

#### ⑥自主研修

自ら研修課題を見つけ、小グループでの学習会をもち見識を深めていく。

### 【ケア関係】

①食事は、利用者にとって最大の関心事であり楽しみのひとつである。

旬のもの・地域の食材を使った郷土食、また、利用者の希望を取り入れた食事作りは当然であるが、嗜好を満足するにとどまらず利用者の日常的な体調や身体状況を把握し、必要に応じて個別の食事ができるような栄養管理に向けての取り組みに努める。

②看護職員による日常の健康度のチェック、岡山済生会総合病院嘱託医による週1回の往診及び昭和町健康管理センターによる健康診断、レントゲン、血液検査の実施、協力医療機関との連携、必要に応じて近隣医院への往診依頼等、健康管理に留意する。

③室内外の清掃及び整頓、衣類寝具等の清潔保持に努め、衛生管理の向上を図る。

④利用者が健康度や心身機能に応じて参加できるクラブ活動、施設外活動、各種行事を企画し、生活の充実を図る。

### 【対地域、対家庭】

1 岡山市と生活支援短期入所事業の委託契約を締結すると共に、配食、会食サービスも引き続き実施し地域福祉の向上に努める。

2 各学校の実習依頼等については、実習生等の学習の場としてだけでなく職員の学習の場でもあり、積極的に受け入れていく。

3 施設主催の各種行事には一人暮らしのおとしより、地域住民を招待して地域交流を深めると共に、ボランティアの開発と啓蒙を推進していく。

- 4 家族をはじめとして、地域の人・ボランティア・実習生達がいつでも訪問できるような、風通しのよい施設作りを心がける。また、その一環として、機関紙「ほうせき」を発行する。

## 【月間行事】

### (1) 施設内活動

#### 1、給食会議

利用者と職員が食事について意見交換し、よりおいしい食事作りの参考とする

#### 2、町別会議

各町ごとに担当職員を交え、お互いが日常生活を快適に過ごすための話合いや月予定の報告を行なう。

#### 3、常会

月の初めに利用者と職員が一同に会し、お互いの意見を交換しあい、快適な生活を作り出していくための話合いを行なう。

#### 4、クラブ活動・文化活動

健康度や心身機能に応じて参加できる活動を用意し、趣味の充実及び残存能力の維持に努める。また、介護職員のみならず、利用者と調理職員との交流も深める。

#### 5、誕生会

誕生月の利用者と職員並びに会食に訪れる人、また、利用者の家族等も含めて全員で祝福する。

#### 6、売店

日常の買物が困難な人についても、売店を開きゆつくりと買物を楽しんでもらう。

#### 7、喫茶コーナー

日常的に各町をこえて、また喫茶ボランティアの人との交流を深める場として、楽しんでもらう。

#### 8、おやつコーナー

おやつ作りをとおして、利用者と調理職員との関わりを深められるよう、出来る限り多くの機会を設ける。

## 9、移動図書館

月1回、市立中央図書館の移動図書館を、読書好きな人たちに利用してもらう。また地域の人にも利用してもらう。

## 10、避難訓練

万一の非常災害に備え各町にて年2回全体での消防避難訓練を実施し、利用者の安全の確保に努める。

他にも地震、土砂災害に対しての避難訓練も実施する。

### (2) 施設外活動

利用者の要望にそった無理のない活動計画を立て、多くの利用者が参加できる活動とする。

- ① 花見ドライブ
- ② 蓮見学
- ③ イルミネーション見学
- ④ 初詣
- ⑤ その他

### 【年間行事】

4月	ひな祭り お花見	桃の節句を祝って茶会 満開の桜の下での祝宴
5月	蓮見学等ドライブ	高松城跡蓮見学
6月	大掃除 地域交流会	室内外の大掃除の実施 地域の人、ボランティア等を招いての交流会
7月	夏祭り	摩利支天王様の夏祭り。
8月	七夕祭り 盂蘭盆 納涼の夕べ	誕生会を兼ねて七夕祭り 盆の法要にて創設者の墓参り 地域住民を交えての盆踊り大会

9月	敬老の日 創立記念日	敬老の日の祝宴。 創設者並びに関係者の慰霊祭と祝宴
10月	運動会 健診 秋祭り ほうせき祭り	地域の老人、保育園児を招待して合同運動会 秋の健康診断の実施 町内会主催の秋祭り 積善会祭りに参加出来ない入居者を主体とした、バザー、ポップコーン、お菓子釣り等のゲームを取り入れたお祭りを開催
11月	積善会祭り	バザーと地域住民との交流の場
12月	クリスマス会 忘年会 餅つき すす払い	ダンスパーティの開催 1年間の健康を祝す忘年会。 1年の締めくくりとしての餅つき 室内外の大掃除
1月	新年会 初釜	新年の祝賀会 茶道クラブによる年始めの茶会
2月	節分会	年男・年女が豆をまき、1年の平安を祈る。
3月	彼岸会 健診	創設者と報恩積善会供養塔の墓参り 健康診断の実施

## ホームヘルプステーション「ほうせき」

### 平成29年度事業計画

#### 1. 事業の目的

ホームヘルプステーション「ほうせき」には、サービス提供責任者2名を配置し、居宅介護サービス計画、ならびに、特定施設サービス計画に沿った適切な訪問介護計画を立て、要介護状態又は要支援状態になっても、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

#### 2. 基本方針

- ①利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止、又は要介護状態になることの予防に資するよう、その目的を設定し計画的に行う。
- ②自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。  
サービスの提供にあたっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- ③サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について理解しやすいように説明する。
- ④サービスの提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- ⑤常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び援助を行う。

3. 現在は、同法人である報恩積善会へのサービス提供のみに限られているが、地域要援護者に対してもサービス提供できるよう体制を整備していく。